

令和5年度農業・観光連携りんご産業活性化事業支援業務 仕様書

1. 委託業務の名称

令和5年度農業・観光連携りんご産業活性化事業支援業務

2. 業務目的

弘前市の基幹産業であるりんごの生産作業においては収穫期などの農繁期を中心に人手が不足しており、これまで様々な補助労働力確保対策を講じてきたが、依然として人材不足が問題視されている。一方、近年では企業等によるCSR活動として援農を行う団体が増えているほか、援農や農業体験を起点とした旅行のニーズが高まっているため、新たなニーズに沿った対策により、補助労働力の確保と関係人口の創出につなげることを目的とする。

3. 業務期間

契約締結日から令和6年2月29日まで

4. 業務の実施

- (1) 受注者は、業務の実施にあたっては関係法令を遵守すること。
- (2) 受注者は、業務の進捗について、発注者から求められた場合は遅滞なく報告すること。
- (3) 受注者は、本委託業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ発注者に書面により報告し、発注者の承認を得ること。ただし、企画提案書に記載されているものについては、この限りでない。

5. 業務内容

下記内容については随時、市と協議しながら進めること。

(1) 援農ボランティアツアー（以下「援農ツアー」という。）の実施

①スキームの構築

- ・援農ツアーの実施はりんご作業の収穫期である10月～11月の休日、祝日のうち5日間程度で、各日60人程度の参加を想定している。想定規模を踏まえた上で、援農ツアー実施までのスキーム及び当日のスキームを具体的に提案すること。

②援農ツアー参加者（以下「参加者」という。）の募集及び対応

- ・全国から参加者を募集するための効果的な方法及び参加者への対応手段について提案すること。

③事前準備及び当日の対応

- ・援農ツアーの実施にあたり、参加者を受け入れる農業者については市が発注者に紹介を行う。参加者と受け入れ農業者のマッチングにおいては、農業者との調整を行う必要があるため、事前に確認が必要な情報を整理したうえで、募集からマッチングまでのフローを提案すること。
- ・参加者を対象とした傷害保険等への加入を行うこと。

- ・参加者が使用する被服等（雨合羽、手袋、長靴）の手配、貸与を行うこと。
 - ・援農ツアーの実施にあたり、現地での移動手段など参加者へ行う当日のサポート内容について、具体的に提案すること。
- (2) 援農ツアーを観光に繋げるための取組
- ・援農ツアーへの参加をきっかけとして、当市の観光振興へ繋げるために実施する取組を提案すること。
- (3) 本取組の周知
- ・本取組の持続化に向けて、メディア等を通して幅広く認知してもらうための周知方法を提案すること。
- (4) ノベルティ企画の実施
- ・参加者が援農の達成感や一体感を感じてリピートする、また、参加者を通して本取組を広げる等を目的として、参加者を対象に実施するノベルティ企画の内容について提案すること。
- (5) 参加者へのアンケートの実施
- ・援農ツアー実施後、本取組の改善に向けて参加者へのアンケートを実施することとし、アンケートの配布及び回収方法について提案すること。
- (6) 成果品
- ・以下のものを令和6年2月29日までに提出すること。
 - ①事業完了報告書（委託期間全ての総括、参加者分析・データを含む）
 - ②実施内容や委託業務内容が分かるもの。
- (7) その他
- ・上記（1）～（6）の対応が可能な専門人員を2名以上配置し、対応出来る体制をとること。

6. その他

- (1) 成果品について著作権法に規定する著作物が発生する場合は、その権利（著作権法第2章及び第3章に規定する著作権）は、成果物の引き渡しと同時に発注者に譲渡するものとする。ただし、受託者の著作権の行使について、発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (2) 受注者は個人情報保護法を遵守し、業務の遂行に際して知り得た個人情報について、いかなる理由を持っても業務期間中又は業務期間終了後において、第三者に漏らしてはならない。
- (3) 業務の内容、方法等に疑義が生じた場合、市と受託者において十分協議するものとする。
- (4) 業務完了後に、受注者の責任に帰すべき理由による成果物の不良個所があった場合は、速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。